

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定について (イー⑥の様式を使用する場合)

○認定要件

以下の全てを満たしていること

- 1) 指定業種に属する事業を一つ以上行っている（主たる業種かどうかは問いません。）
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、指定業種の直近1ヶ月（申請月の前月）の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間（売上見込み）を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している
- 3) 直近1ヶ月（申請月の前月）とその後の2ヶ月間（売上見込み）を含む3ヶ月間の前年同期の企業全体の売上高等に対し、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上である
- 4) 新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、企業全体の直近1ヶ月（申請月の前月）の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間（売上見込み）を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している

○必要書類

<法人の場合>

①認定申請書（イー⑥）

②売上高等確認表（指定様式）

③町田市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの

履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内、コピー可 登記情報提供サービスから出力したものは不可）

<町田市内に事業所等があることを「履歴事項全部証明書」で確認できない場合>

営業許認可証、賃貸契約書、事業活動を行っていることが確認できる URL 画面のコピー等、町田市内に事業所等があることが確認できる書類を履歴事項全部証明書と併せてご提出ください。

④委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）

<個人の場合>

①認定申請書（イー⑥）

②売上高等確認表（指定様式）

③町田市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの

直近の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書のコピー（電子申告の場合は、別途「メール詳細」が必要）

④委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）

参考（Q&A）

Q 1 直近1か月の売上高とはいつの売上ですか。

A 1 原則として申請日の前月1か月を指します。

（例：2020年6月に申請する場合→2020年5月1日～2020年5月31日までの売上）

Q 2 直近1か月及び前年同月とその後2か月の売上高はどんな書類で確認できますか。

A 2 月別試算表、売上台帳、売上明細書、法人事業概況説明書（裏）、確定申告書等